

# 平成31年第2回大山町教育委員会

招集年月日 平成31年2月27日（水）午前9時30分

招集場所 名和公民館 第1会議室

出席委員

1番	湊谷紀子	2番	池嶋順子	3番	林原浩子
4番	金田吉人				

その他の出席者

日 程

1. 開会宣言（ 時 分）

2. 議事日程の報告

日程第 1 会議時間の決定

自 時 分 至 時 分

日程第 2 教育長報告並びに連絡事項

日程第 3 議案第1号 大山町教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例について

日程第 4 議案第2号 大山町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について

日程第 5 議案第3号 大山町教育委員会事務局事務専決及び代決に関する規則の一部を改正する規則について

日程第 6 議案第4号 大山町立学校教職員の自家用自動車の公務使用に関する取扱要綱の一部を改正する要綱について

日程第 7 議案第5号 大山町一時的保育事業実施要綱の一部を改正する要綱について

日程第 8 議案第6号 大山町立中学校部活動全国大会派遣費等補助金交付要綱の一部を改正する要綱について

日程第 9 議案第 7 号 鳥取県西部町村就学支援協議会規約を変更する協議  
について

日程第 10 議案第 8 号 平成 30 年度準要保護児童生徒の認定について

日程第 11 議案第 9 号 平成 31 年度準要保護児童生徒の認定について

日程第 12 議案第 10 号 大山町公民館規則の一部を改正する規則について

日程第 13 議案第 11 号 大山町図書館管理運営規則の一部を改正する規則  
について

3. その他

4. 次回の開催日程 平成 31 年 月 日

5. 閉会宣言 ( 時 分 )

## 議案第1号

### 大山町教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例について

大山町教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例を、平成31年3月大山町議会定例会に提出する。

平成31年2月27日

大山町教育委員会

教育長 鷲見 寛幸

### 大山町教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例

#### (趣旨)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第23条第1項の規定に基づき、文化財の保護に関する事務は、町長が管理し、及び執行することとする。

#### (委任)

第2条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

##### (経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に本則に規定する事務に関し大山町教育委員会(以下「教育委員会」という。)がした許可、認可その他の行為で、施行日以後において町長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後においては、町長がしたものとみなす。

3 施行日前に本則に規定する事務に関し教育委員会に対してした申請、届出その他の行為で、施行日以後において町長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後においては、町長に対ししたものとみなす。

##### (準備行為)

4 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

##### (大山町課設置条例の一部改正)

5 大山町課設置条例(平成17年大山町条例第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
(課の分掌事務)	(課の分掌事務)
第2条 課の分掌事務は、次のとおりとする。 総務課～農林水産課 略	第2条 課の分掌事務は、次のとおりとする。 総務課～農林水産課 略

<p>観光課</p> <p>(1) 観光に関すること。</p> <p>(2) 索道事業に関すること。</p> <p><u>(3) 文化財の保護に関すること。</u></p> <p>建設課～地籍調査課</p> <p>略</p>	<p>観光課</p> <p>(1) 観光に関すること。</p> <p>(2) 索道事業に関すること。</p> <p>建設課～地籍調査課</p> <p>略</p>
--	--

(大山町文化財保護条例の一部改正)

#### 6 大山町文化財保護条例(平成17年大山町条例第93号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
(文化財保護審議会)	(文化財保護審議会)
第3条 <u>法第190条第2項</u> の規定に基づき、大山町文化財保護審議会(以下「審議会」という。)を置く。	第3条 <u>法第105条</u> の規定に基づき、 <u>大山町教育委員会</u> (以下「教育委員会」という。)に大山町文化財保護審議会(以下「審議会」という。)を置く。
2 審議会の委員(以下「委員」という。)の定数は <u>12人</u> 以内とし、その任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。	2 審議会の委員(以下「委員」という。)の定数は <u>10人</u> 以内とし、その任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
3 委員は、学識経験を有する者及び関係行政機関の職員のうちから <u>町長</u> が委嘱する。	3 委員は、学識経験を有する者及び関係行政機関の職員のうちから <u>教育委員会</u> が委嘱する。
4 審議会は、文化財の保存及び活用に関し、 <u>町長</u> の諮問に答え、又は、 <u>町長</u> に意見を具申し、及びこのために必要な調査研究を行う。	4 審議会は、文化財の保存及び活用に関し、 <u>教育委員会</u> の諮問に答え、又は、 <u>教育委員会</u> に意見を具申し、及びこのために必要な調査研究を行う。
(指定)	(指定)
第5条 <u>町長</u> は、所有者及び権原に基づく占有者(以下「所有者」という。)の同意を得て、有形文化財のうち町にとって重要なものを大山町指定保護有形文化財(以下「町指定保護有形文化財」という。)に指定することができる。	第5条 <u>教育委員会</u> は、所有者及び権原に基づく占有者(以下「所有者」という。)の同意を得て、有形文化財のうち町にとって重要なものを大山町指定保護有形文化財(以下「町指定保護有形文化財」という。)に指定することができる。
2 (略)	2 (略)
3 第1項の規定による指定をしたときは、 <u>町長</u> は、当該町指定保護有形文化財の所有者に指定書を交付しなければならない。	3 第1項の規定による指定をしたときは、 <u>教育委員会</u> は、当該町指定保護有形文化財の所有者に指定書を交付しなければならない。
(解除)	(解除)

第6条 町指定保護有形文化財が町指定保護有形文化財としての価値を失ったとき、その他特殊の事由が生じたときは、町長は、その指定を解除することができる。

2~3 (略)

4 前項の場合には、町長は、その旨を告示するとともに、当該町指定保護有形文化財の所有者等に通知しなければならない。

5 町指定保護有形文化財の指定の解除の通知を受けたときは、所有者は、指定書を速やかに町長に返付しなければならない。

(管理方法の指示)

第7条 町長は、町指定保護有形文化財の管理に関し、その所有者に対し必要な指示をすることができる。

(所有者の管理義務及び管理責任者)

第8条 町指定保護有形文化財の管理及び修理、復旧は、この条例並びにこれに基づく規則及び町長の指示に従い、その所有者が行うものとする。

2 (略)

3 前項の規定により管理責任者を選任し、又は解任したときは、所有者は、速やかにその旨を町長に届け出なければならない。

4 (略)

(所有者の変更等)

第9条 町指定保護有形文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、指定書を添えて速やかにその旨を町長に届け出なければならない。

2 町指定保護有形文化財の所有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、速やかにその旨を町長に届け出なければならない。

(滅失又はき損等)

第10条 町指定保護有形文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者(管理責任者のある場合はその者)は、速やかにその旨を町長に届け出なければならない。

第6条 町指定保護有形文化財が町指定保護有形文化財としての価値を失ったとき、その他特殊の事由が生じたときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。

2~3 (略)

4 前項の場合には、教育委員会は、その旨を告示するとともに、当該町指定保護有形文化財の所有者等に通知しなければならない。

5 町指定保護有形文化財の指定の解除の通知を受けたときは、所有者は、指定書を速やかに教育委員会に返付しなければならない。

(管理方法の指示)

第7条 教育委員会は、町指定保護有形文化財の管理に関し、その所有者に対し必要な指示をすることができる。

(所有者の管理義務及び管理責任者)

第8条 町指定保護有形文化財の管理及び修理、復旧は、この条例並びにこれに基づく教育委員会規則及び教育委員会の指示に従い、その所有者が行うものとする。

2 (略)

3 前項の規定により管理責任者を選任し、又は解任したときは、所有者は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

4 (略)

(所有者の変更等)

第9条 町指定保護有形文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、指定書を添えて速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

2 町指定保護有形文化財の所有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(滅失又はき損等)

第10条 町指定保護有形文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者(管理責任者のある場合はその者)は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(所在の変更)

第11条 町指定保護有形文化財の所在の場所を変更しようとするときは、所有者(管理責任者のある場合はその者)は、速やかにその旨を町長に届け出なければならない。ただし、規則の定める場合には届出を要せず、又は所在の場所を変更した後に届け出ることをもって足りる。

(管理又は修理の補助)

第12条 (略)

2 前項の補助金を交付する場合には、町長は、その補助の条件として管理又は修理、復旧に関し必要な事項を指示することができる。

3 町長は、必要があると認めるときは、第1項の補助金を交付する町指定保護有形文化財の管理又は修理、復旧について指揮監督することができる。

(管理、修理又は復旧に関する勧告)

第13条 町指定保護有形文化財の管理が適当でないため当該町指定保護有形文化財が滅失し、き損し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、町長は、その所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を勧告することができる。

2 町指定保護有形文化財がき損し、又は衰亡しようとしている場合において、その保存のため必要があると認めるときは、町長は、その所有者に対し、その修理又は復旧について必要な勧告をすることができる。

3~4 (略)

(有償譲渡の場合の納付金)

第14条 (略)

2 前項に規定する「補助金の額」とは、補助金の額を補助に係る修理等を施した町指定保護有形文化財につき町長が個別的に定める耐用年数で除して得た金額に、更に当該耐用年数から修理等を行った時以後当該町指定保護有形文化財の譲渡の時までの年数を控除した残余の年数(1年に満たない部分があるときは、これを切り捨てる。)を乗じて得た金額に相当する金額とする。

(所在の変更)

第11条 町指定保護有形文化財の所在の場所を変更しようとするときは、所有者(管理責任者のある場合はその者)は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、教育委員会規則の定める場合には届出を要せず、又は所在の場所を変更した後に届け出ることをもって足りる。

(管理又は修理の補助)

第12条 (略)

2 前項の補助金を交付する場合には、教育委員会は、その補助の条件として管理又は修理、復旧に関し必要な事項を指示することができる。

3 教育委員会は、必要があると認めるときは、第1項の補助金を交付する町指定保護有形文化財の管理又は修理、復旧について指揮監督することができる。

(管理、修理又は復旧に関する勧告)

第13条 町指定保護有形文化財の管理が適當でないため当該町指定保護有形文化財が滅失し、き損し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、教育委員会は、その所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を勧告することができる。

2 町指定保護有形文化財がき損し、又は衰亡しようとしている場合において、その保存のため必要があると認めるときは、教育委員会は、その所有者に対し、その修理又は復旧について必要な勧告をすることができる。

3~4 (略)

(有償譲渡の場合の納付金)

第14条 (略)

2 前項に規定する「補助金の額」とは、補助金の額を補助に係る修理等を施した町指定保護有形文化財につき教育委員会が個別的に定める耐用年数で除して得た金額に、更に当該耐用年数から修理等を行った時以後当該町指定保護有形文化財の譲渡の時までの年数を控除した残余の年数(1年に満たない部分があるときは、これを切り捨てる。)を乗じて得た金額に相当する金額とする。

3 (略)

(現状変更等の制限)

第15条 町指定保護有形文化財に關しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、町長の許可を受けなければならぬ。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執るとき、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微であるときは、この限りでない。

2 (略)

3 第1項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、町長は、許可に係る現状変更の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

4 (略)

(修理の届出等)

第16条 町指定保護文化財を修理しようとするときは、所有者は、あらかじめその旨を町長に届け出なければならない。ただし、第12条第1項の規定による補助金の交付、第13条第2項の規定による勧告又は前条第1項の規定による許可を受けて修理を行うときは、この限りでない。

2 町長は、前項の届出に係る修理に關し技術的な指導と助言をすることができる。

(公開)

第17条 町長は、町指定保護有形文化財に対し、一定期間を限って町長の行う公開の用に供するため当該指定保護有形文化財を出品することを勧告することができる。

2 (略)

3 町長は、第1項又は前項の規定により町指定保護文化財が出品されたときは、その職員のうちから当該町指定保護文化財の管理の責めに任すべき者を定めなければならない。

4 (略)

(調査)

第18条 町長は、必要があると認めるときは、町指定保護有形文化財の所有者又は管理責任者に対し、当該町指定保護有形文化財の現状、保存、修

3 (略)

(現状変更等の制限)

第15条 町指定保護有形文化財に關しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならぬ。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執るとき、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微であるときは、この限りでない。

2 (略)

3 第1項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、教育委員会は、許可に係る現状変更の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

4 (略)

(修理の届出等)

第16条 町指定保護文化財を修理しようとするときは、所有者は、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、第12条第1項の規定による補助金の交付、第13条第2項の規定による勧告又は前条第1項の規定による許可を受けて修理を行うときは、この限りでない。

2 教育委員会は、前項の届出に係る修理に關し技術的な指導と助言をすることができる。

(公開)

第17条 教育委員会は、町指定保護有形文化財に對し、一定期間を限って教育委員会の行う公開の用に供するため当該指定保護有形文化財を出品することを勧告することができる。

2 (略)

3 教育委員会は、第1項又は前項の規定により町指定保護文化財が出品されたときは、その職員のうちから当該町指定保護文化財の管理の責めに任すべき者を定めなければならない。

4 (略)

(調査)

第18条 教育委員会は、必要があると認めるときは、町指定保護有形文化財の所有者又は管理責任者に対し、当該町指定保護有形文化財の現状、保

理又は復旧の状況につき報告を求めることができる。

(所有者変更に伴う権利義務の承継)

第19条 町指定保護有形文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、当該町指定保護有形文化財に関しこの条例に基づいてする町長の勧告又は指示その他の処分による旧所有者の権利義務を承継する。

2 (略)

(指定)

第20条 町長は、所有者の同意を得て、無形文化財のうち町にとって重要なものを大山町指定保護無形文化財(以下「町指定保護無形文化財」という。)に指定することができる。

2 町長は、前項の規定による指定をするに当たっては、当該町指定保護無形文化財の保持者又は保持団体(無形文化財を保持するものが主たる構成員となっている団体で代表者の定めのあるもの)を認定しなければならない。

3~4 (略)

5 第1項の規定による指定をしたときは、町長は、当該町指定保護無形文化財の保持者又は保持団体に認定書を交付しなければならない。

(解除)

第21条 (略)

2~3 (略)

4 前項の場合には、町長は、その旨を告示するとともに、当該町指定保護有形文化財の所有者等に通知しなければならない。

(保持者の氏名変更等)

第22条 保持者が氏名若しくは住所を変更し、又は死亡したとき、その他規則に定める事由が生じたときは、保持者又は相続人は、速やかにその旨を町長に届け出なければならない。保持団体が名称、事務所の所在地若しくは代表を変更し、構成員に異動を生じ、又は解散したときも、代表者(保持団体が解散したときにあっては、代表者であった者)について、同様とする。

存、修理又は復旧の状況につき報告を求めることができる。

(所有者変更に伴う権利義務の承継)

第19条 町指定保護有形文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、当該町指定保護有形文化財に関しこの条例に基づいてする教育委員会の勧告又は指示その他の処分による旧所有者の権利義務を承継する。

2 (略)

(指定)

第20条 教育委員会は、所有者の同意を得て、無形文化財のうち町にとって重要なものを大山町指定保護無形文化財(以下「町指定保護無形文化財」という。)に指定することができる。

2 教育委員会は、前項の規定による指定をするに当たっては、当該町指定保護無形文化財の保持者又は保持団体(無形文化財を保持するものが主たる構成員となっている団体で代表者の定めのあるもの)を認定しなければならない。

3~4 (略)

5 第1項の規定による指定をしたときは、教育委員会は、当該町指定保護無形文化財の保持者又は保持団体に認定書を交付しなければならない。

(解除)

第21条 (略)

2~3 (略)

4 前項の場合には、教育委員会は、その旨を告示するとともに、当該町指定保護有形文化財の所有者等に通知しなければならない。

(保持者の氏名変更等)

第22条 保持者が氏名若しくは住所を変更し、又は死亡したとき、その他教育委員会規則に定める事由が生じたときは、保持者又は相続人は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。保持団体が名称、事務所の所在地若しくは代表を変更し、構成員に異動を生じ、又は解散したときも、代表者(保持団体が解散したときにあっては、代表者であった者)について、同様とする。

(保存)

第23条 町長は、町指定保護無形文化財の保存のため必要があると認めるときは、町指定保護無形文化財について、自ら記録の作成、伝承者の養成その他その保存のため適当な措置を執ることができるものとし、町は、保持者又は保持団体その他その保存に当たることを適當と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

2 (略)

(公開)

第24条 町長は、町指定保護無形文化財の保持者又は保持団体に対し町指定保護無形文化財の公開を、町指定保護文化財の記録の所有者に対しその記録の公開を勧告することができる。

2 町長は、町が補助金を交付した町指定保護無形文化財の保持者又は保持団体に対し当該指定保護文化財の公開を、町指定保護無形文化財の記録の公開を命ずることができる。

3 (略)

(保存に関する助言又は勧告)

第25条 町長は、町指定保護無形文化財の保持者又は保持団体その他その保存に当たることを適當と認める者に対し、その保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。

(指定)

第26条 町長は、有形の民俗文化財のうち町にとって重要なものを大山町指定保護有形民俗文化財(以下「町指定保護有形民俗文化財」という。)に、無形の民俗文化財のうち町にとって重要なものを大山町指定保護無形民俗文化財(以下「町指定保護無形民俗文化財」という。)に指定することができる。

2~3 (略)

(解除)

第27条 (略)

2~5 (略)

6 第4項の場合の町指定保護無形民俗文化財の指定の解除については、町長は、その旨を告示しな

(保存)

第23条 教育委員会は、町指定保護無形文化財の保存のため必要があると認めるときは、町指定保護無形文化財について、自ら記録の作成、伝承者の養成その他その保存のため適当な措置を執ることができるものとし、町は、保持者又は保持団体その他その保存に当たることを適當と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

2 (略)

(公開)

第24条 教育委員会は、町指定保護無形文化財の保持者又は保持団体に対し町指定保護無形文化財の公開を、町指定保護文化財の記録の所有者に対しその記録の公開を勧告することができる。

2 教育委員会は、町が補助金を交付した町指定保護無形文化財の保持者又は保持団体に対し当該指定保護文化財の公開を、町指定保護無形文化財の記録の公開を命ずることができる。

3 (略)

(保存に関する助言又は勧告)

第25条 教育委員会は、町指定保護無形文化財の保持者又は保持団体その他その保存に当たることを適當と認める者に対し、その保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。

(指定)

第26条 教育委員会は、有形の民俗文化財のうち町にとって重要なものを大山町指定保護有形民俗文化財(以下「町指定保護有形民俗文化財」という。)に、無形の民俗文化財のうち町にとって重要なものを大山町指定保護無形民俗文化財(以下「町指定保護無形民俗文化財」という。)に指定することができる。

2~3 (略)

(解除)

第27条 (略)

2~5 (略)

6 第4項の場合の町指定保護無形民俗文化財の指定の解除については、教育委員会は、その旨を告

ければならない。

(町指定保護有形民俗文化財の現状変更等)

第28条 町指定保護有形民俗文化財に關しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、あらかじめその旨を町長に届け出なければならない。

2 町指定保護有形民俗文化財の保護上必要があると認めるときは、町長は、前項の届出に係る現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に關し必要な指示をすることができる。

(町指定保護有形民俗文化財に關する準用規定)

第29条 (略)

(町指定保護無形民俗文化財の保存)

第30条 町長は、町指定保護無形民俗文化財の保存のため必要があると認めるときは、町指定保護無形民俗文化財について、自ら記録の作成、その他その保存のため適當な措置を執ることができるものとし、町は、その保存に当たることを適當と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

2 (略)

(町指定保護無形民俗文化財の記録の公開)

第31条 町長は、町指定保護無形民俗文化財の記録の所有者に対し、その記録の公開を勧告することができる。

2 町長は、町が補助金を交付した町指定保護無形民俗文化財の記録の所有者に対し、その記録の公開を命ずることができる。

3 (略)

(町指定保護無形民俗文化財の保存に關する助言又は勧告)

第32条 町長は、町指定保護無形民俗文化財の保存に当たることを適當と認める者に対し、その保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。

(町指定保護無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財の記録の作成)

第33条 町長は、町指定保護無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財のうち特に必要があるものを

示しなければならない。

(町指定保護有形民俗文化財の現状変更等)

第28条 町指定保護有形民俗文化財に關しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。

2 町指定保護有形民俗文化財の保護上必要があると認めるときは、教育委員会は、前項の届出に係る現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に關し必要な指示をすることができる。

(町指定保護有形民俗文化財に關する準用規定)

第29条 (略)

(町指定保護無形民俗文化財の保存)

第30条 教育委員会は、町指定保護無形民俗文化財の保存のため必要があると認めるときは、町指定保護無形民俗文化財について、自ら記録の作成、その他その保存のため適當な措置を執ることができるものとし、町は、その保存に当たることを適當と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

2 (略)

(町指定保護無形民俗文化財の記録の公開)

第31条 教育委員会は、町指定保護無形民俗文化財の記録の所有者に対し、その記録の公開を勧告することができる。

2 教育委員会は、町が補助金を交付した町指定保護無形民俗文化財の記録の所有者に対し、その記録の公開を命ずることができる。

3 (略)

(町指定保護無形民俗文化財の保存に關する助言又は勧告)

第32条 教育委員会は、町指定保護無形民俗文化財の保存に当たることを適當と認める者に対し、その保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。

(町指定保護無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財の記録の作成)

第33条 教育委員会は、町指定保護無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財のうち特に必要がある

選択して、自ら記録を作成し、保存し、又は公開することができるものとし、町は、適当な者に対し、無形の民俗文化財の公開又はその記録の作成、保存若しくは公開に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

## 2 (略)

### (指定)

第34条 町長は、所有者の同意を得て、記念物のうち町にとって重要なものを大山町指定保護史跡、大山町指定保護名勝又は大山町指定保護天然記念物(以下「町指定保護史跡名勝天然記念物」と総称する。)に指定することができる。

## 2 (略)

### (解除)

第35条 町指定保護史跡名勝天然記念物が町指定保護史跡名勝天然記念物としての価値を失ったとき、その他特殊の事由が生じたときは、町長は、その指定を解除することができる。

## 2~3 (略)

### (標識等の設置)

第36条 町指定保護史跡名勝天然記念物の所有者(管理責任者のある場合は管理責任者)又は町長は、規則の定める規準により、町指定保護史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界票、囲さくその他の施設を設置しなければならない。

### (土地の所在等の異動の届出)

第37条 町指定保護史跡名勝天然記念物の指定の地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地籍に異動があったときは、所有者又は管理団体は、速やかにその旨を町長に届け出なければならない。

### (現状変更等の制限)

第38条 町指定保護史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、町長の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執るとき、保存に影響を及ぼす行為については影

ものを選択して、自ら記録を作成し、保存し、又は公開することができるものとし、町は、適当な者に対し、無形の民俗文化財の公開又はその記録の作成、保存若しくは公開に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

## 2 (略)

### (指定)

第34条 教育委員会は、所有者の同意を得て、記念物のうち町にとって重要なものを大山町指定保護史跡、大山町指定保護名勝又は大山町指定保護天然記念物(以下「町指定保護史跡名勝天然記念物」と総称する。)に指定することができる。

## 2 (略)

### (解除)

第35条 町指定保護史跡名勝天然記念物が町指定保護史跡名勝天然記念物としての価値を失ったとき、その他特殊の事由が生じたときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。

## 2~3 (略)

### (標識等の設置)

第36条 町指定保護史跡名勝天然記念物の所有者(管理責任者のある場合は管理責任者)又は教育委員会は、教育委員会規則の定める規準により、町指定保護史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界票、囲さくその他の施設を設置しなければならない。

### (土地の所在等の異動の届出)

第37条 町指定保護史跡名勝天然記念物の指定の地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地籍に異動があったときは、所有者又は管理団体は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

### (現状変更等の制限)

第38条 町指定保護史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執るとき、保存に影響を及ぼす行為について

響の軽微であるときは、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、規則で定める。

3~4 (略)

(委任)

第40条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第42条 第15条、第28条又は第38条の規定に違反して、町長の認可を受けず、又はその許可の条件に従わないで、町指定保護有形文化財、町指定保護有形民俗文化財又は町指定保護史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかった者は、5万円以下の罰金又は科料に処する。

ては影響の軽微であるときは、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、教育委員会規則で定める。

3~4 (略)

(委任)

第40条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

第42条 第15条、第28条又は第38条の規定に違反して、教育委員会の認可を受けず、又はその許可の条件に従わないで、町指定保護有形文化財、町指定保護有形民俗文化財又は町指定保護史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかった者は、5万円以下の罰金又は科料に処する。

#### (大山町伝統的建造物群保存地区保存条例の一部改正)

7 大山町伝統的建造物群保存地区保存条例(平成24年大山町条例第22号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条に改め、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には、当該移動条を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。）を同表改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。）に改める。

改正後	改正前
(保存地区の決定)	(保存地区の決定)
第3条 町長は、本町の区域内に所在する伝統的建造物群及びこれと一体をなしてその価値を形成している環境を保存するため、保存地区を決定することができる。	第3条 <u>教育委員会</u> は、本町の区域内に所在する伝統的建造物群及びこれと一体をなしてその価値を形成している環境を保存するため、保存地区を決定することができる。
2~5 (略)	2~5 (略)
(保存地区の取り消し)	(保存地区の取り消し)
第4条 町長は、保存地区がその価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、当該地区的決定を取り消すことができる。	第4条 <u>教育委員会</u> は、保存地区がその価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、当該地区的決定を取り消すことができる。
2 (略)	2 (略)
(保存計画)	(保存計画)
第5条 町長は、保存地区を決定したときは、審議会の意見を聴いて当該保存地区の保存に関する	第5条 <u>教育委員会</u> は、保存地区を決定したときは、審議会の意見を聴いて当該保存地区の保存

る計画(以下「保存計画」という。)を定めなければならない。

2~5 (略)

(現状変更行為の規制)

第6条 保存地区内における次の各号に掲げる行為については、あらかじめ、町長の許可を受けなければならない。

(1)~(6) (略)

2 (略)

3 町長は、第1項の許可を与える場合には、保存地区の保存のため必要な限度において条件を付すことができる。

(許可の基準)

第7条 町長は、前条第1項各号に掲げる行為で次の各号に定める基準に適合しないものについては、同条同項の規定による許可をしてはならない。

(1)~(8) (略)

(削る)

(削る)

(削る)

に関する計画(以下「保存計画」という。)を定めなければならない。

2~5 (略)

(現状変更行為の規制)

第6条 保存地区内における次の各号に掲げる行為については、あらかじめ、教育委員会の許可を受けなければならぬ。

(1)~(6) (略)

2 (略)

3 教育委員会は、第1項の許可を与える場合には、保存地区の保存のため必要な限度において条件を付すことができる。

(許可の基準)

第7条 教育委員会は、前条第1項各号に掲げる行為で次の各号に定める基準に適合しないものについては、同条同項の規定による許可をしてはならない。

(1)~(8) (略)

(国機関等に関する特例)

第8条 国若しくは地方公共団体の機関又は法令の規定により國の行政機関若しくは地方公共団体とみなされた法人(以下「國の機関等」という。)が行う行為については、第6条第1項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該國の機関等は、第6条第1項の許可に係る行為をしようとするときは、あらかじめ、教育委員会に協議しなければならない。

第9条 次の各号に掲げる行為については、第6条第1項及び第8条の規定は適用しない。この場合において、第6条第1項の許可又は第8条の協議に係る行為をしようとするときは、あらかじめ、教育委員会にその旨を通知しなければならない。

(1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)による都市計画事業の施行として行う行為

(2) 都市計画法による國、都道府県若しくは市町村又は当該都市計画施設を管理することとなる者が当該都市施設又は市街地開発事業に関する都市計画に適合して行う行為

- (3) 河川法(昭和39年法律第167号)第3条第1項に規定する河川又は同法第100条第1項の規定により指定された河川の改良工事の施行又は管理に係る行為
- (4) 砂防法(明治30年法律第29号)による砂防工事の施行又は砂防設備の管理(同法に規定する事項が準用されるものを含む。)に係る行為
- (5) 地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)による地すべり防止工事の施行に係る行為
- (6) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)による急傾斜地崩壊防止工事の施行に係る行為
- (7) 森林法(昭和26年法律第249号)第5条の地域森林計画に定める林道の新設及び管理に係る行為
- (8) 森林法第41条に規定する保安施設事業の施行に係る行為
- (9) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)又は農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)に規定する林地荒廃防止施設災害復旧事業
- (10) 緑資源機構法を廃止する法律附則第2条第4項により独立行政法人森林総合研究所に移管された独立行政法人緑資源機構法第11条第1項第2号及び同条第2項第1号に規定する業務に係る行為
- (11) 国有林野内において行う国民の保健休養の用に供する施設の設置又は管理に係る行為
- (12) 独立行政法人水資源機構法(平成14年法律第182号)第12条第1項第1号、第2号イ若しくは第3号(水資源開発施設に係る部分に限る。)に規定する業務又は同法附則第4条第1項に規定する業務に係る行為
- (13) 高速自動車国道法(昭和32年法律第79号)第6条による高速自動車国道の新設、改築、維持、修繕、公共施設災害復旧事業費国庫災害復旧事業費負担法(昭和26年法律第98号)の

規定の適用を受ける災害復旧事業又は道路法(昭和27年法律第180号)第3条第2項から第4項に定める道路(第48条の2に定める自動車専用道路を除く。)の改築(小規模の拡幅、舗装、勾配の緩和、線形の改良その他道路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。)若しくは同法第48条の2に定める自動車専用道路の維持、修繕に係る行為

(14) 道路運送法による一般自動車道及び専用自動車道(鉄道若しくは軌道の代替に係るものの又は一般乗合旅客自動車運送業の用に供するものに限る。)の造設(これらの自動車道とこれらの自動車道以外の道路(高速自動車国道及び道路法による自動車専用道路を除く。)とを連絡する施設の造設を除く。)又は管理に係る行為

(15) 自動車ターミナル法(昭和34年法律第163号)によるバスターミナルの設置又は管理に係る行為

(16) 交通監視塔等道路交通の安全のため必要な施設の設置又は管理に係る行為

(17) 海岸法(昭和31年法律第101号)による海岸保全施設に関する工事の施行又は海岸保全施設の管理に関する行為

(18) 港則法(昭和23年法律第174号)による信号所の設置又は管理に係る行為

(19) 漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第3条第1号に掲げる基本施設又は同条第2号イ及びロに掲げる機能施設に関する工事の施行又は漁港施設の管理に係る行為

(20) 港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第5項第1号から第11号までに掲げる港湾施設(同条第6項の規定により同条第5項第1号から第11号までに掲げる港湾施設とみなされた施設を含む。)に関する工事の施行又は港湾施設の管理に係る行為

(21) 航路標識法(昭和24年法律第99号)による航路標識の設置又は管理に係る行為

(22) 海上交通安全法(昭和47年法律第115号)に

よる信号所の設置又は管理に係る行為

- (23) 気象、海象、地象又は洪水その他これに類する現象の観測又は通報の用に供する設備の設置又は管理に係る行為
- (24) 自然公園法(昭和32年法律第161号)による公園事業又は県立自然公園のこれに相当する事業の執行に係る行為
- (25) 都市公園法(昭和31年法律第79号)による都市公園又は公園施設の設置又は管理に係る行為
- (26) 土地改良法(昭和24年法律第195号)による土地改良事業の施行に係る行為
- (27) 地方公共団体又は農業等を営む者が組織する団体が行う農業構造、林業構造又は漁業構造の改善に関し必要な事業の施行に係る行為
- (28) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第27条第1項の規定により指定された重要文化財、同法第78条第1項の規定により指定された重要有形民俗文化財、同法第92条第1項に規定する埋蔵文化財又は同法第109条第1項の規定により指定され、若しくは同法第110条第1項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物の保存に係る行為
- (29) 鳥取県文化財保護条例(昭和34年鳥取県条例第50条)第4条第1項の規定により指定された鳥取県指定有形文化財、同条例第25条第1項の規定により指定された鳥取県指定史跡、鳥取県指定名勝又は鳥取県指定天然記念物の保存に係る行為
- (30) 大山町文化財保護条例(平成17年大山町条例第93号)第5条第1項の規定により指定された大山町指定保護有形文化財、同26条第1項の規定により指定された大山町指定保護有形民俗文化財、同34条の規定により指定された大山町指定保護史跡、大山町指定保護名勝又は大山町指定保護天然記念物の保存に係る行為
- (31) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支

援機構が行う鉄道施設又は軌道施設の建設  
(駅、操車場、車庫その他これらに類するも  
の(以下「駅等」という。)の建設を除く。)又  
は管理に係る行為

(32) 鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第2条第  
1項に規定する鉄道事業に供する鉄道の敷設  
(駅、操車場、車庫その他これらに類するも  
の(以下「駅等」という。)の建設を除く。)又  
は管理に係る行為及び同条第5項に規定する  
索道事業の用に供する索道の建設(駅等の建  
設を除く。)又は管理に係る行為

(33) 軌道法(大正10年法律第76号)による軌道  
の敷設(駅等の建設を除く。)又は管理に係る  
行為

(34) 郵便差出箱並びに総務省令で定める基準  
に適合する信書便差出箱の設置又は管理に係  
る行為

(35) 国又は地方公共団体が行う通信業務の用  
に供する線路又は空中線系及びこれらに係る  
電気通信設備を収容するための施設の設置又  
は管理に係る行為

(36) 電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第2  
条第4号に規定する電気通信事業の用に供す  
る線路又は空中線系及びこれらに係る電気通  
信設備を収容するための施設の設置又は管理  
に係る行為

(37) 公衆電話施設の設置又は管理に係る行為

(38) 有線放送電話に関する法律(昭和32年法律  
第152号)による有線放送電話業務の用に供す  
る線路又は空中線系及びこれらに係る電気  
通信設備を収容するための施設の設置又は管  
理に係る行為

(39) 有線テレビジョン放送法(昭和47年法律第  
114号)による有線テレビジョン放送業務の用  
に供する線路又は空中線系(その支持物を含  
む。)の設置又は管理に係る行為

(40) 放送法(昭和25年法律第132号)による放送  
事業の用に供する線路又は空中線系及びこれ  
らに係る電気通信設備を収容するための施設

### の設置又は管理に係る行為

(41) 電気事業法(昭和39年法律第170号)による電気事業の用に供する電気工作物の設置(発電の用に供する電気工作物の設置を除く。)  
又は管理に係る行為

(42) ガス事業法(昭和29年法律第51号)によるガス工作物の設置(液化石油ガス以外の原料を主原料とするガスの製造の用に供するガス工作物の設置を除く。)  
又は管理に係る行為

(43) 水道法(昭和32年法律第177号)による水道事業若しくは水道用水供給事業若しくは工業用水道事業法(昭和33年法律第84号)による工業用水道事業の用に供する施設又は下水道法(昭和33年法律第79号)による下水道の排水管若しくはこれを補完するため設けられるポンプ施設の設置又は管理に係る行為

### (許可の取消し等)

第8条 町長は、次の各号の一に該当する者に対して、保存地区の保存のため必要な限度において、第6条第1項の規定によつてした許可を取り消し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて、建築物等の改築、移転又は除却その他違反を是正するため必要な措置を執ることを命ずることができる。

- (1) この条例の規定又はこれに基づく処分に違反した者
- (2) この条例の規定又はこれに基づく処分に違反した工事の注文主若しくは請負人(請負工事の下請人を含む。)又は請負契約によらないで、自らその工事をしている者若しくはした者
- (3) 第6条第3項の規定により許可に付した条件に違反している者
- (4) 詐欺その他不正な手段により、第6条第1項の規定による許可を受けた者

2 町長は、前項の規定により、処分をし、又は必要な措置を執ることを命じようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴き、かつ、当該処分又は措置を命ずべき者について聴聞を

第10条 教育委員会は、次の各号の一に該当する者に対して、保存地区の保存のため必要な限度において、第6条第1項の規定によつてした許可を取り消し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて、建築物等の改築、移転又は除却その他違反を是正するため必要な措置を執ることを命ずることができる。

- (1) この条例の規定又はこれに基づく処分に違反した者
- (2) この条例の規定又はこれに基づく処分に違反した工事の注文主若しくは請負人(請負工事の下請人を含む。)又は請負契約によらないで、自らその工事をしている者若しくはした者
- (3) 第6条第3項の規定により許可に付した条件に違反している者
- (4) 詐欺その他不正な手段により、第6条第1項の規定による許可を受けた者

2 教育委員会は、前項の規定により、処分をし、又は必要な措置を執ることを命じようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴き、かつ、当該処分又は措置を命ずべき者について

<p>行わなければならない。 (経費の補助等)</p> <p><u>第9条</u> (略) (審議会の設置等)</p> <p><u>第10条</u> この条例の目的を達成するため、大山町伝統的建造物群保存地区保存審議会(以下「審議会」という。)を置く。</p> <p>2 審議会は<u>町長</u>の諮問に応じ、保存地区の保存等に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項について<u>町長</u>に建議する。</p> <p>3 審議会の委員の定数は12人以内とし、学識経験者、関係行政機関の職員、関係地域を代表する者等のうちから、<u>町長</u>が委嘱する。</p> <p>4 委員の任期は、2年とする。</p> <p>5 審議会に、必要があるときは、臨時委員を置くことができる。</p> <p><u>第11条</u> (略) (規則への委任)</p> <p><u>第12条</u> この条例の施行に関し必要な事項は、<u>規則</u>で定める。</p>	<p>聴聞を行わなければならない。 (経費の補助等)</p> <p><u>第11条</u> (略) (審議会の設置等)</p> <p><u>第12条</u> 教育委員会に審議会を置く。</p> <p>2 審議会は<u>教育委員会</u>の諮問に応じ、保存地区の保存等に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項について<u>教育委員会</u>に建議する。</p> <p>3 審議会の委員の定数は12人以内とし、学識経験者、関係行政機関の職員、関係地域を代表する者等のうちから、<u>教育委員会</u>が委嘱する。</p> <p>4 委員の任期は、2年とする。</p> <p>5 審議会に、必要があるときは、臨時委員を置くことができる。</p> <p><u>第13条</u> (略) (規則への委任)</p> <p><u>第14条</u> この条例の施行に関し必要な事項は、<u>教育委員会規則</u>で定める。</p>
---	---

議案第2号

大山町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について

大山町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成31年2月27日

大山町教育委員会教育長 鷺見 寛幸

大山町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

大山町教育委員会事務局組織規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動条等」という。）に対応する同表改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動後条等」という。）が存在する場合には、当該移動条等を当該移動後条等に改め、移動前条等に対応する移動条等が存在しない場合には当該移動前条等を削除する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。また改正前部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正前部分を削除する。

改正後	改正前
(課及び <u>教育支援センター</u> の設置)	(課及び <u>研究所</u> の設置)
第2条 事務局に、次の課及び <u>教育支援センター</u> (以下「課等」という。)を置く。 幼児・学校教育課 社会教育課 <u>教育支援センター</u>	第2条 事務局に、次の課及び <u>研究所</u> (以下「課等」という。)を置く。 幼児・学校教育課 社会教育課 <u>教育研究所</u>
2 略	2 略
(課等の事務分掌)	(課等の事務分掌)
第3条 課等の事務分掌は、次に掲げるとおりとする。 幼児・学校教育課 略	第3条 課等の事務分掌は、次に掲げるとおりとする。 幼児・学校教育課 略

## 社会教育課

(1)～(11) 略

- (12) 教育に関する法人に関すること。
- (13) 所掌事務に係る広報に関すること。
- (14) 大山青年の家給食会に関すること。

## 教育支援センター

- (1) 小・中学校教員の授業研究に関すること。
- (2) 保育士と教職員の指導力向上、資質向上に関すること。
- (3) 郷土教材・読本の作成に関すること。
- (4) 保育所の保育活動資料の作成に関すること。
- (5) 小・中学校の学習補助資料作成に関すること。
- (6) 児童生徒の支援・指導に関すること。
- (7) 町誌編纂に関すること。

## (職制及び職務)

第4条 課等に課長、園長又は所長を置く。また、室に室長、班に班長を置く。

2 必要に応じて事務局に次長を、課等に参事、課長補佐その他必要な職員を置くことができる。

3 第1項及び第2項に掲げる職の職務は、次の表に掲げるとおりとする。

職名	職務
次長	教育長を補佐する。
課長 園長	上司の命を受け、課等の事務を掌理し、その事務を処理するため所属職員を指揮監督する。
参事	専門的な視野から所管業務の直接の遂行者として上司を補佐し、所管業務の円滑な執行に努め、当該業務に従事する職員を指揮監督する。
室長	上司の命を受け、室又は保育所の事務を掌理

## 社会教育課

(1)～(11) 略

- (12) 文化財の保護に関すること。
- (13) 教育に関する法人に関すること。
- (14) 所掌事務に係る広報に関すること。
- (15) 大山青年の家給食会に関すること。

## 教育研究所

- (1) 小・中学校教員の授業研究に関すること。
- (2) 保育士と教職員の指導力向上、資質向上に関すること。
- (3) 町誌編纂に関すること。
- (4) 郷土教材・読本の作成に関すること。
- (5) 保育所の保育活動資料の作成に関すること。
- (6) 小・中学校の学習補助資料作成に関すること。
- (7) 郷土文化・伝統行事等の記録保存及び活用に関すること。

## (職制及び職務)

第4条 課等に課長、園長又は所長を置く。また、室に室長、班に班長を置く。

2 必要に応じて事務局に次長を、課等に課長補佐、副園長又は参事を置くことができる。

3 第1項及び第2項に掲げる職の職務は、次の表に掲げるとおりとする。

職名	職務
次長	教育長を補佐する。
課長 園長	上司の命を受け、課等の事務を掌理し、その事務を処理するため所属職員を指揮監督する。
室長	上司の命を受け、室又は保育所の事務を掌理

所長	し、その事務を処理するため所属職員を指揮監督する。	所長	し、その事務を処理するため所属職員を指揮監督する。
課長補佐	課長又は園長を補佐し、課等内の総合調整及び課等の事務に従事する。課長又は園長に事副園長故あるときはその職務を代行する。	課長補佐	課長又は園長を補佐し、課等内の総合調整及び課等の事務に従事する。課長又は園長に事副園長故あるときはその職務を代行する。
班長	上司の命を受け、班の事務を処理するため連絡調整及び指導、助言にあたる。	参事	
班長	上司の命を受け、班の事務を処理するため連絡調整及び指導、助言にあたる。	班長	

(施行期日)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

議案第3号

大山町教育委員会事務局事務専決及び代決に関する規則の一部を改正する規則について

大山町教育委員会事務局事務専決及び代決に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成31年2月27日

大山町教育委員会教育長 鷲見 寛幸

大山町教育委員会事務局事務専決及び代決に関する規則の一部を改正する規則

大山町教育委員会事務局事務専決及び代決に関する規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
(代決の順序)			(代決の順序)		
第5条 代決は、次の順序により行う。			第5条 代決は、次の順序により行う。		
正當決裁者又は専決 者	第1次代決 者	第2次代決者	正當決裁者又は専決 者	第1次代決 者	第2次代決者
代決の順序			代決の順序		
教育長	次長	主管課長	教育長	次長	主管課長
次長	主管課長	<u>室長及び課長補 佐</u>	次長	主管課長	<u>課長補佐</u>
課長	<u>参事、室長、主幹及び主幹保 育士</u>		課長、園長	<u>課長補佐、主幹、主幹司書又 は主幹保育士</u>	
	<u>及び所長</u>			<u>所長及び副園長</u>	
課長(参事をおかない) 課)	<u>室長及び課長補佐</u>	<u>主幹及び主幹司書</u>			
園長	<u>副園長</u>	<u>主幹保育士</u>			
室長	主幹		室長	主幹	

(施行期日)

この規則は、公布の日から施行する。

議案第4号

大山町立学校教職員の自家用自動車の公務使用に関する取扱要綱の一部を改正する要綱  
について

大山町立学校教職員の自家用自動車の公務使用に関する取扱要綱の一部を改正する要綱を次  
のように定める。

平成31年2月27日

大山町教育委員会教育長 鷲見寛幸

大山町立学校教職員の自家用自動車の公務使用に関する取扱要綱の一部を改正する要綱（案）

大山町立学校教職員の自家用自動車の公務使用に関する取扱要綱の一部を次のように改正す  
る。

様式第1号（第4条関係）及び様式第3条（第4条関係）を別紙のとおり改正する。

## 議案第5号

### 大山町一時的保育事業実施要綱の一部を改正する要綱について

大山町一時的保育事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成31年2月27日

大山町教育委員会教育長 鶴見 寛幸

### 大山町一時的保育事業実施要綱の一部を改正する要綱

大山町一時的保育事業実施要綱の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する次の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前												
<p>(経費の負担)</p> <p>第8条 事業を利用した保護者(以下「利用者」という。)は事業を実施するために必要な経費の一部として次の表により利用料を負担しなければならない。</p> <table border="1"><thead><tr><th>区分</th><th>児童1人当たりの日額</th></tr></thead><tbody><tr><td>満1歳から</td><td><u>2,000円</u></td></tr><tr><td>小学校就学前の児童</td><td></td></tr></tbody></table>	区分	児童1人当たりの日額	満1歳から	<u>2,000円</u>	小学校就学前の児童		<p>(経費の負担)</p> <p>第8条 事業を利用した保護者(以下「利用者」という。)は事業を実施するために必要な経費の一部として次の表により利用料を負担しなければならない。</p> <table border="1"><thead><tr><th>区分</th><th>児童1人当たりの日額</th></tr></thead><tbody><tr><td>3歳未満児</td><td>2,000円</td></tr><tr><td>3歳以上児</td><td>1,500円</td></tr></tbody></table>	区分	児童1人当たりの日額	3歳未満児	2,000円	3歳以上児	1,500円
区分	児童1人当たりの日額												
満1歳から	<u>2,000円</u>												
小学校就学前の児童													
区分	児童1人当たりの日額												
3歳未満児	2,000円												
3歳以上児	1,500円												

#### (施行期日)

- この告示は、平成31年4月1日から施行する。

#### (経過措置)

- この告示による改正後の規定は、この告示の施行の日(以下「施行日」という。)以後にされた処分に係る審査請求について適用し、施行日前にされた処分に係る異議申立てについては、なお従前の例による。

議案第6号

大山町立中学校部活動全国大会派遣費等補助金交付要綱の一部を改正する要綱について

大山町立中学校部活動全国大会派遣費等補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成31年2月27日

大山町教育委員会教育長 鷲見寛幸

大山町立中学校部活動全国大会派遣費等補助金交付要綱の一部を改正する要領

大山町立中学校部活動全国大会派遣費等補助金交付要綱の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(補助対象経費) 第5条 補助金の交付対象となる経費は、次に掲げるものとする。 (1) 交通費及び宿泊費。ただし、引率教員は、服務上出張扱いとならない大会についてのみ補助する。 <u>また、やむを得ない理由により、出場できなくなった場合のキャンセル料は、補助する。</u> ①交通費 実費とする。 ②宿泊費 実費とする。ただし、県内宿泊の場合1泊あたり9,800円を上限とする。県外宿泊の場合、1泊あたり10,900円を上限とする。 宿泊日数は、大会参加のため必要最低限の日数とする。 大会において指定のある場合は、	(補助対象経費) 第5条 補助金の交付対象となる経費は、次に掲げるものとする。 (1) 交通費及び宿泊費。ただし、引率教員は、服務上出張扱いとならない大会についてのみ補助する。 ①交通費 実費とする。 ②宿泊費 実費とする。ただし、県内宿泊の場合1泊あたり9,800円を上限とする。県外宿泊の場合、1泊あたり10,900円を上限とする。 宿泊日数は、大会参加のため必要最低限の日数とする。 大会において指定のある場合は、

この限りではない。

(2) 大会参加に必要な経費。ただし、弁当、記念写真代等、派遣旅費等と認められないものは対象外とする。

この限りではない。

(2) 大会参加に必要な経費。ただし、弁当、記念写真代等、派遣旅費等と認められないものは対象外とする。

(施行期日)

この訓令は、公布の日から施行する。

議案第 7 号

鳥取県西部町村就学支援協議会規約を変更する協議について

鳥取県西部町村就学支援協議会規約を変更する協議を平成31年3月大山町議会定例会に提出する。

平成31年2月27日

大山町教育委員会

教育長 鶩見 寛幸

鳥取県西部町村就学支援協議会規約（案）

鳥取県西部町村就学支援協議会規約（昭和52年10月1日施行）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(組織)</p> <p>第5条 協議会は、会長及び<u>委員6人</u>をもつてこれを組織する。</p>	<p>(組織)</p> <p>第5条 協議会は、会長及び<u>委員7人</u>をもつてこれを組織する。</p>
<p>(会長)</p> <p>第6条 会長は、関係町村の長が協議して定めた<u>関係町村教育委員会の教育長</u>をもつて、これに充てる。</p> <p>2～5 略</p>	<p>(会長)</p> <p>第6条 会長は、関係町村の長が協議して定めた<u>町村長</u>をもつて、これに充てる。</p> <p>2～5 略</p>
<p>(委員)</p> <p>第7条 委員は、<u>会長を除く関係町村教育委員会の教育長</u>をもつて、これに充てる。</p> <p>2及び3 略</p>	<p>(委員)</p> <p>第7条 委員は、<u>関係町村教育委員会教育長</u>をもつて、これに充てる。</p> <p>2及び3 略</p>
<p>(会長の職務代理)</p> <p>第8条 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ<u>指名した</u>委員が会長の職務を代理する。</p>	<p>(会長の職務代理)</p> <p>第8条 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ<u>指定した</u>委員が会長の職務を代理する。</p>
<p>(予算)</p> <p>第18条 協議会の会長は、毎会計年度歳入歳出予算を<u>調製し</u>、年度開始前に協議会の会議を経なければならない。</p> <p>2 略</p>	<p>(予算)</p> <p>第18条 協議会の会長は、毎会計年度歳入歳出予算を<u>調整し</u>、年度開始前に協議会の会議を経なければならない。</p> <p>2 略</p>

<p>(決算) 第21条 会長は、毎会計年度終了後4ヶ月以内に協議会の決算を<u>調製し</u>、協議会の会議の認定を経なければならない。</p> <p>(その他の財務に関する事項) 第22条 この規約に特別の定があるものを除くほか、協議会の財務に関しては、<u>地方自治法（昭和22年法律第67号）</u>に定める普通地方公共団体の財務に関する手続の例による。</p>	<p>(決算) 第21条 会長は、毎会計年度終了後4ヶ月以内に協議会の決算を<u>調整し</u>、協議会の会議の認定を経なければならない。</p> <p>(その他の財務に関する事項) 第22条 この規約に特別の定があるものを除くほか、協議会の財務に関しては、<u>地方自治法</u>に定める普通地方公共団体の財務に関する手續の例による。</p>
---	--

#### 附 則

この規約は、平成31年6月1日から施行する。

議案第 8 号

平成 30 年度 準要保護児童生徒の認定について

平成 30 年度 準要保護児童生徒を次のとおり認定するものとする。

平成 31 年 2 月 27 日

大山町教育委員会教育長 鶩 見 寛 幸

1. 平成 30 年度 準要保護児童生徒認定候補者

申請児童生徒数 1 人 (詳細別紙) 認定児童生徒数 人

議案第 9 号

平成 31 年度 準要保護児童生徒の認定について

平成 31 年度 準要保護児童生徒を次のとおり認定するものとする。

平成 31 年 2 月 27 日

大山町教育委員会教育長 驚見 寛幸

1. 平成 31 年度 準要保護児童生徒認定候補者

申請児童生徒数 17 人 (詳細別紙) 認定児童生徒数 人